

筑西市等職員からの苦情相談に関する規則

平成 17 年 7 月 1 日
公平委員会規則第 7 号

改正 平成 28 年 3 月 10 日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 8 条第 2 項第 3 号及び同条第 5 項の規定に基づき、筑西市等公平委員会を共同設置する地方公共団体の職員(離職した職員を含む。次条及び第 4 条第 1 項において同じ。)から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談(当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。)の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公平委員会に対する苦情相談)

第 2 条 職員は、筑西市等公平委員会(以下「公平委員会」という。)に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。

(1) 離職に関する苦情相談

(2) 法第 28 条の 4、第 28 条の 5 又は第 28 条の 6 の規定に基づく採用に関する苦情相談

(相談員)

第 3 条 公平委員会は、前条に規定する苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、苦情相談に係る事務を公平委員会委員に委任して行わせるものとする。

(事案の処理)

第 4 条 前条の委任を受けた公平委員会委員(以下「相談員」という。)は、苦情相談を行った職員(以下「申出人」という。)に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、公平委員会の指揮監督の下に、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものとする。

2 公平委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないと認めるときは、当該事案の処理を打ち切るものとする。

3 事案に係る問題について、筑西市等職員の不利益処分についての審査請求に関する規則第 6 条第 1 項の規定による審査請求がされたとき又は筑西市等職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則第 3 条の規定による措置要求等の調査を開始したときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。

(調査)

第5条 相談員は、申出人、当該申出人の所属する所属長その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

2 各所属長は、前項の規定により相談員から事情聴取等を求められた職員が請求したときは、当該事情聴取等に応じるために必要な時間、勤務しないことを承認するものとする。

(記録の作成等)

第6条 相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、公平委員会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 各所属長は、相談員に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し相談員が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

(任命権者及び各所属長の協力)

第9条 任命権者は、各所属長に対し、苦情相談に係る事務について情報の提供、研修の実施、助言その他の必要な協力を行うものとする。

2 前項に規定するほか、任命権者及び各所属長は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。